

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------------------|
| 30 | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

館山市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を順守し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

館山市長

公表日

令和5年12月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 |
| ③システムの名称 | ふるさと納税do |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項及び別表第一の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 館山市 総合政策部 企画課 |
| ②所属長の役職名 | 企画課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総合政策部企画課ふるさと納税推進室 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3147 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年2月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年2月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(入手) [<input checked="" type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|--|------|-----------|
| | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称 | 使用せず(エクセルファイルで管理) | ふるさと納税do | 事後 | |
| | I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名 | マイナンバー対応ツール改定版 | ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル | 事後 | |
| | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ「連絡先」 | 総合政策部企画課政策係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3163 | 総合政策部企画課ふるさと納税推進室 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3147 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 1 対象人数「いつ時点の計数か」 | 令和1年6月1日 時点 | 令和3年1月1日 時点 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 2 取扱者数「特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か」 | 500人以上 | 500人未満 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 2 取扱者数「いつ時点の計数か」 | 令和1年6月1日 時点 | 令和3年1月1日 時点 | 事後 | |
| | I 関連情報 3 個人番号の利用 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項及び別表第一の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項及び別表第一の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 | 事後 | |
| | I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ「連絡先」 | 総合政策部企画課ふるさと納税推進室 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3147 | 総務部行革財政課ふるさと納税推進室 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3147 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 2 取扱者数「特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か」 | 500人未満 | 500人以上 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 1 対象人数「いつ時点の計数か」 | 令和5年2月1日 時点 | 令和5年12月1日 時点 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 2 取扱者数「いつ時点の計数か」 | 令和5年2月1日 時点 | 令和5年12月1日 時点 | 事後 | |